

呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業
住宅用太陽光発電設備等設置費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市における脱炭素社会を推進するため、市内で住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）及び家庭用蓄電池（以下「蓄電池」という。）を設置する市民に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 この要綱に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）及びこの要綱の規定を遵守するものとする。

(住宅の定義)

第3条 この要綱において、住宅とは、本市の区域内に存する戸建ての居住専用住宅をいう。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付対象となる太陽光発電設備及び蓄電池（以下これらを「補助対象設備」という。）の要件は、次の事項及び別表第1に掲げるとおりとする。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (2) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (3) 商用化され、導入実績がある設備であること。
- (4) 中古設備でないこと。
- (5) リース設備でないこと。
- (6) 既存設備の置換や増設でないこと。
- (7) 別表第2に定める法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に要する費用のうち、別表第3に規定する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 太陽光発電設備

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下は切捨て。以下「補助対象出力」という。）に1kW当たり7万円を乗じた額に補助対象出力1kW当たり2万円を乗じた額（5万円を限度）を加算した額とする。

- (2) 蓄電池

蓄電池の価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）に3分の1を乗

じた額（ただし、10kWhに相当する額を限度とし、千円未満の端数が生じたときは切捨て）に5万円を加算した額とする。

（補助金の交付対象者）

第7条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 第12条の規定による補助金の実績報告書の提出時点（以下「実績報告時点」という。）において、補助対象設備を設置する住宅を自ら所有し、及び居住している者
- (2) 実績報告時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 補助対象設備について、当該補助金以外の補助金等を受けていない、若しくは受ける予定がない者
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書
- (2) 見積書の内訳書（様式第2号）
- (3) 補助対象設備の設置場所（住宅平面図、太陽電池モジュール配置図）及び付近の見取図
- (4) 設置工事着手前の現況写真（住宅全景、屋根、設備設置場所）
- (5) 補助対象設備の仕様等が確認できる書類（カタログ、パンフレット等）
- (6) 補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式第3号）
- (7) 誓約書（申請者用・事業者用）（様式第4号・様式第5号）
- (8) 補助対象設備を設置する住宅の不動産登記事項証明書（申請時に当該住宅を所有する者に限る。次号において同じ。）
- (9) 同意書（様式第6号）（申請者以外に当該住宅の所有権を有する者がいる場合に限る。）
- (10) 世帯全員の住民票の写し

2 申請者は、施工業者の選定に当たっては、複数者から見積書を徴取し、比較を行うよう努めるものとする。

3 市長は、別に定める申請受付期間内において、先着順に第1項で規定する交付申請書を受け付けるものとする。

4 前項に規定する受付期間内であっても、当該年度に申請を受け付けた補助申請額が、当該年度の予算額に達した場合は、当該達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了する。この場合において、受付終了日に受け付けた申請書については、抽選により、受け付ける順番を決定する。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付申請書が提出された場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第

7号)により、適当でないと認めたときは住宅用太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第10条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置(以下「補助事業」という。)に着手してはならない。この場合において、契約の締結は、補助事業に着手したものとみなす。

(変更等の承認申請)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「被交付決定者」という。)は、当該決定通知を受けた後に補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電設備等設置費補助金計画(変更・中止)承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金計画(変更・中止)承認通知書(様式第10号)により被交付決定者に通知するものとする。

3 被交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該補助事業の完了予定日を変更しようとするときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 被交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は当該年度(第9条の規定により補助金の交付決定を行った年度をいう。)の2月末日(その日が休日(呉市の休日を定める条例(平成元年呉市条例第35号)第1条に規定する休日をいう。))に当たるときは、その日の前日とする。)のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し

(2) 領収書の内訳書(様式第12号)

(3) 補助対象設備の保証書の写し(製造事業者が発行したもの)

(4) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真(住宅全景、遠景、近景[設置前・後]、通し番号[太陽電池モジュール]、銘板[パワーコンディショナー、蓄電池]、固定[蓄電池])

(5) 電力会社との契約や協議結果を確認できる書類(電力受給契約のお知らせ等)の写し

(6) 蓄電池の仕様を確認するための書類(様式第13号)(蓄電池を設置する場合に限る。次号において同じ。)

(7) 蓄電池が太陽光発電設備と直接関係していることを確認できる書類

(補助金の額の確定及び決定の通知)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定して住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付金額確定通知書(様式第14号)により被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 被交付決定者は、前条の規定による確定通知書の受領後に、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第15条 被交付決定者は、第13条の規定による確定通知書の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、第13条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、被交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、前項の請求の日から20日以内とする。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助事業の全部又は一部中止の申請があった場合

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

(4) この要綱に違反した場合

(5) 天変地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により、補助事業を遂行することができないと市長が判断した場合

2 市長は前項の取消しを行う場合は、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により、被交付決定者に通知するものとする。

3 市長は前2項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

4 前項の補助金の返還期間は、前項の請求の日から20日以内とする。

(取得財産の管理義務)

第17条 被交付決定者は、補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分等の制限)

第18条 被交付決定者は、別表第2に定める法定耐用年数の期間内において、補助事業により取得した補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、破棄し、又は担保に供する(以下「財産処分等」という。)ときは、あらかじめ住宅用太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書(様式第17号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書(様式第18号)により、被交付決定者に通知するものとする。この場合において、承認に関する基準については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会課長通知。以下「承認基準」とい

う。)の規定に準じるものとする。

(報告・検査)

第19条 市長は補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、被交付決定者に対して補助事業の状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(発電された電力量等の報告)

第20条 被交付決定者は、補助対象設備により発電された電力量や自家消費量等の実績について、住宅用太陽光発電設備等設置費補助金発電量等報告書(様式第19号)により市長に報告しなければならない。

(関係書類の保管義務)

第21条 被交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、別表第2に定める補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(手続の代行)

第22条 申請者は、補助金に係る手続等について、第三者(以下「代行者」という。)に委任することができる。

2 申請者が前項の規定により代行者を選任し、委任する場合は、委任状(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月10日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年5月1日から実施する。

別表第1（第4条関係）

1 太陽光発電設備

- (1) 個人が自ら所有し、及び居住する住宅の屋根に設置するものであること。
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満の設備であること。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。
- (5) この補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量の30%以上を、当該設備を設置する住宅の敷地内で自ら消費すること。
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。

2 蓄電池

- (1) この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- (2) 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電する設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提としたものであること。
- (3) 導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が1kWh当たり125,000円以下となるよう努めること。ただし、その適否を販売事業者を確認等しても困難と認められる場合は、1kWh当たり155,000円を上限とすることができる。この価格を算出する際は、kWh表示の小数点第2位以下を切り捨てた値を用いること。
- (4) 据置型（定置型）であって、原則としてアンカーボルト等で固定された設備であること。
- (5) 家庭用蓄電池（20kWh未満）で、次のア～カの全てを満たすこと。

ア 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

イ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初

期実効容量算出方法」を参照すること)

【表示例】「初期実効容量 X. X kWh (J E M 1 5 1 1 による)」

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW, kW, MW のいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

- a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW, kW, MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW, kW, MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ることについて、対象機器の添付書類に明記されていること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

「J I S C 8 7 1 5 - 2」又は「I E C 6 2 6 1 9」の規格を満足すること。

エ 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

「J I S C 4 4 1 2」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「J I S C 4 4 1 2」適用の猶予期間中は、「J I S C 4 4 1 2 - 1 若しくは「J I S C 4 4 1 2 - 2」※の規格も可とする。

※ 「J I S C 4 4 1 2 - 2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE－CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
カ 保証期間
メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。
※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
※ JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0 kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

別表第2（第4条，第19条，第22条関係）

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池設備	6年

別表第3（第5条関係）

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬，調整，据付け等に要する経費
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費，保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道，光熱，電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費，労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約，協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬，移動に要する費用 ② 準備，後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用

			④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理，安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で，労務管理費，水道光熱費，消耗品費，通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与，法定福利費，修繕維持費，事務用品費，通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で，本工事費に準じて算定すること）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用，小運搬用その他工事用機械器具の購入，借料，運搬，据付け，撤去，修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査，測量，基本設計，実施設計，工事監理及び試験に要する経費